

添付法令資料 3 :

労働市場情報システムに関する2024年2月26日付インドネシア共和国労働大臣規則

No. 5 (目次)

同月 29 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 労働市場情報システムにおける情報の種類 (第 3 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 労働市場情報システムのデータ
 - 第 1 節 通則 (第 11 条)
 - 第 2 節 収集、管理及び更新 (第 12 条ないし第 14 条)
- 第 4 章 労働市場情報システムの利用者 (第 15 条及び第 16 条)
- 第 5 章 労働市場情報システムのデータ及び情報の安全管理 (第 17 条)
- 第 6 章 地方政府の役割 (第 18 条及び第 19 条)
- 第 7 章 資金源 (第 20 条)
- 第 8 章 終則 (第 21 条)